

## 改正 5-8

# 不動産の税務

### 1 不動産取得時の税金

(途中省略)

#### ●不動産取得税

課税標準	課税標準は「不動産の価格」だが、原則「 <b>固定資産税評価額</b> 」が課税標準となる。 ただし、 <a href="#">平成 27 年</a> 3 月 31 日までに取得した宅地等については、 「固定資産税評価額×1/2」が課税標準となる
税 率	標準税率は 4%ですが、 <a href="#">平成 27 年</a> 3 月 31 日まで <b>住宅・土地</b> については 3%

### 2 不動産保有時の税金

(途中省略)

#### ●固定資産税

新築住宅用 建物の 税額軽減	新築住宅用建物の固定資産税は「固定資産税評価額×1.4%×1/2」で計算する。つまり税額を半分にすることができる ( <a href="#">平成 26 年</a> 3 月 31 日まで)			
	適用要件	建物種類	適用期間	限度面積
		中高層耐火建築物	5 年間	120 m <sup>2</sup>
		その他	3 年間	

### 4 特定の居住用財産の買換えの特例

(途中省略)

#### ●主な適用要件

適用期限	<a href="#">平成 25 年</a> 12 月 31 日までの譲渡
------	--

## 5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例

(途中省略)

### ●主な適用要件

適用期限	平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡
------	------------------------

## 6 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例

(途中省略)

### ●主な適用要件

適用期限	平成 25 年 12 月 31 日までの譲渡
------	------------------------

\_\_\_\_\_部分が改正点です。